

東かがわ市告示第 28 号

東かがわ市教育福祉等連携事業実施要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 21 日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市教育福祉等連携事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東かがわ市子ども家庭センターが行う教育福祉等連携事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第 2 条 市内のおおむね 18 歳未満の者で、地域、学校、家庭等において様々な問題により健全な生活に不利益が生じていると思われる者（以下「対象者」という。）の、早期発見、早期対応及び未然防止に資することを目的とする。

(事業の内容)

第 3 条 実施する事業内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 医師、スクールソーシャルワーカー、臨床心理士等による専門的な相談活動
- (2) 問題の未然防止、早期発見及び早期対応のための、就学前施設、学校、関係機関、関係団体等との定期的な情報交換並びに相談活動
- (3) 対象者にかかる適切な支援のための、関係機関における支援検討会の開催及び参加
- (4) 対象者にかかる継続した支援のための、教育又は保健医療、福祉等の関係機関との連絡調整
- (5) 対象者支援に資するための、教育及び福祉等にかかる講演会等の開催
- (6) その他、事業の目的を達成するために必要な業務

(関係機関との連携)

第 4 条 業務の実施に当たっては、関係機関と緊密に連携し、必要な情報の共有に努めるものとする。

(個人情報保護及び守秘義務)

第 5 条 業務に従事する者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。